

# 令和6年度（小牧市）第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

## 1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus Nippon*）

## 2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、小牧市内全域とする。

## 4 現状

### （1）生息環境と土地の利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表に示す。市内においては、広葉樹林の割合が約3割となっている。また、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の傾斜面を利用した農地が多い。

表 小牧市内の林種別森林（民有林）等面積

総 数	立木地								竹林		無立木地	
	針葉樹		広葉樹		(再掲)							
					人工林		天然林					
656	382	58.2	225	34.3	224	34.1	382	58.2	22	3.4	29	4.4
ha	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

（出典）2021年度 愛知県林業統計書（愛知県林務部林務課、令和4年）

### （2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、下図のとおり。小牧市では、市東端部に数頭の生息が推定されている。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は22,034頭（中央値）である。小牧市における正確な生息数は不明であるが、令和2年度の愛知県の調査によれば分布が確認されているが、定着は確認されていない状況である。

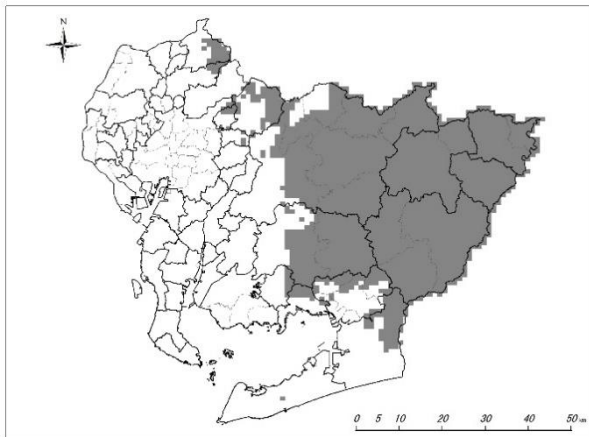


図 愛知県における分布域 (R2 年度)

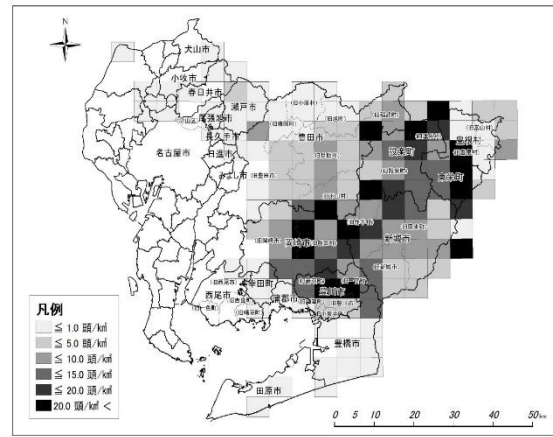


図 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R3 年度)

### (3) 被害の状況

本市においては農林業被害、生活被害、生態系影響は顕在化していない。

表 小牧市における被害の状況

R2 年度			R3 年度			R4 年度		
被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
当該期間内にニホンジカによる農作物被害報告なし。								

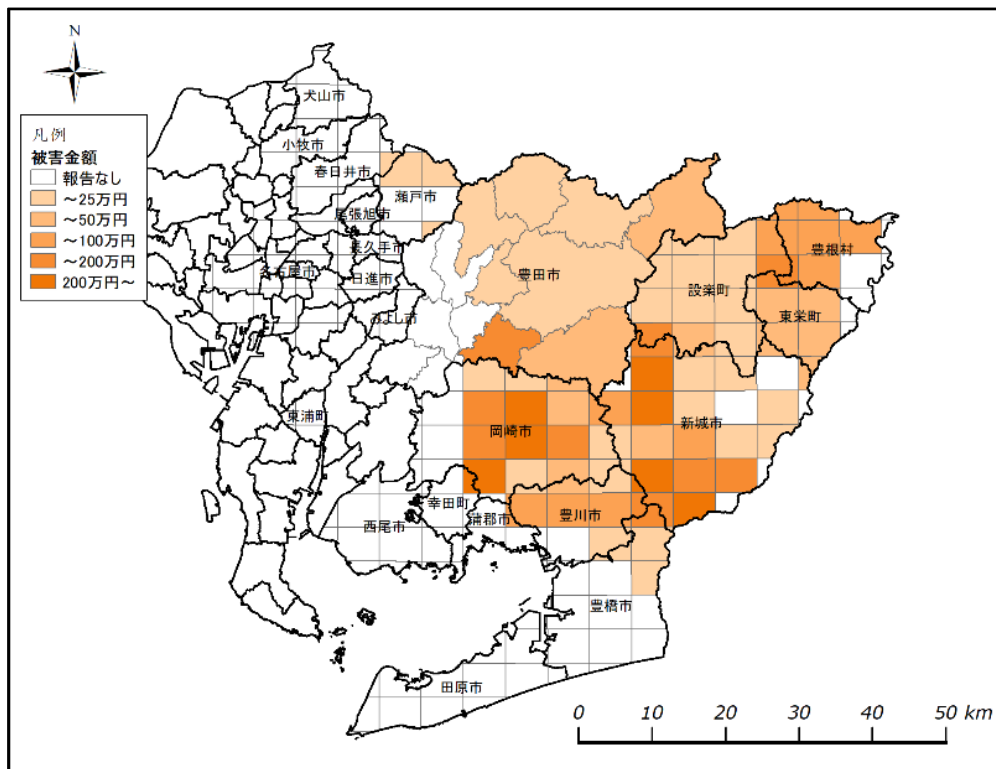


図 愛知県における農業被害額 (R3 年度)

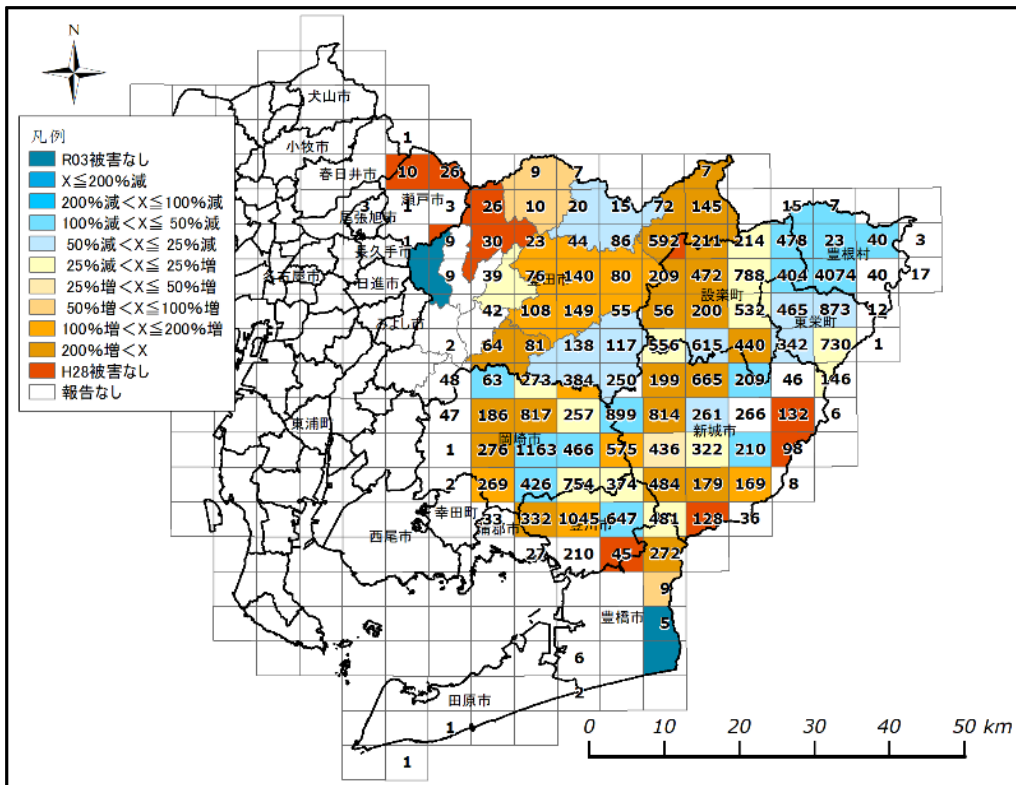


図 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3 年度)

#### (4) 対策の実施状況と評価

##### ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。なお、本市ではニホンジカの捕獲実績は無い。

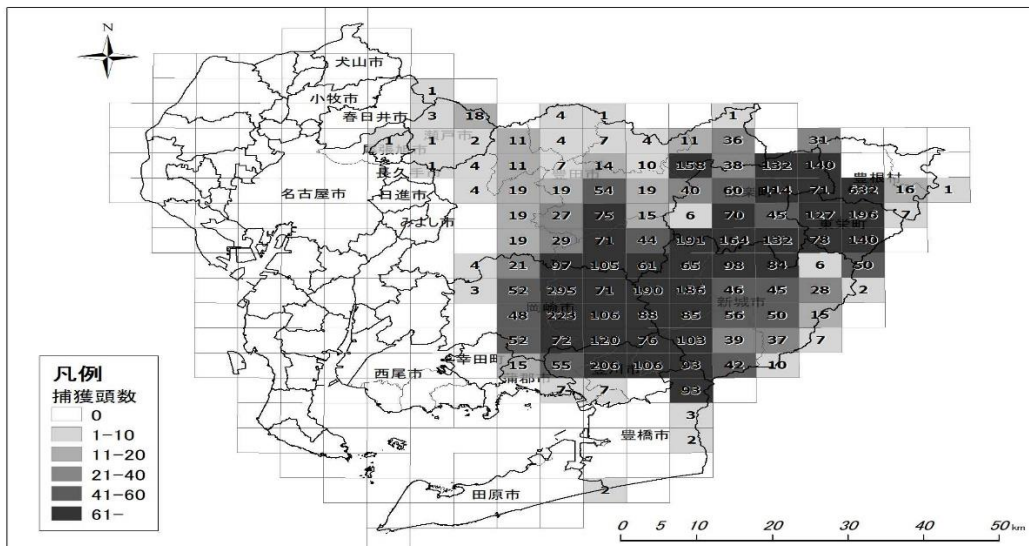


図 愛知県における捕獲分布図 (R3 年度)

表 小牧市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

		R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	当該期間内にニホンジカの捕獲実績なし。				
	罾					
捕獲頭数 (雌雄別)	雄					
	雌					

**イ 被害防除に係る対策**

実績なし。

表 小牧市における防除対策の実施状況

	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
防護ネット	当該期間内にニホンジカを対象とした防除対策の実績なし。				
防護柵					
電気柵					
その他（内容）					

**ウ 生息環境管理に係る対策**

実績なし。

表 小牧市における生息環境管理対策の実施状況

	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
藪の刈り払い	当該期間内にニホンジカを対象とした生息環境管理対策の実績なし。				
未収穫農作物の回収					
その他（内容）					

**5 評価**

現状、本市においてニホンジカの分布は確認されているが定着は確認されておらず、農林業被害、生活被害、生態系影響のいずれの被害報告も無いことから、対策としての評価は実施しない。

表 小牧市における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
	銃	罟	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
被害報告なし	—	—	—	—	—	—
生息環境管理対策						
藪の刈り払い		未回収農作物の回収		その他 (内容)		
—		—		—		

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

## 6 管理の目標

### (1) エリア区分

愛知県では、環境省のガイドラインに示された類型区分の考え方を参考に、ニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づき5つ(IからV)に類型区分を行い、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。小牧市は、「類型I」に該当する。

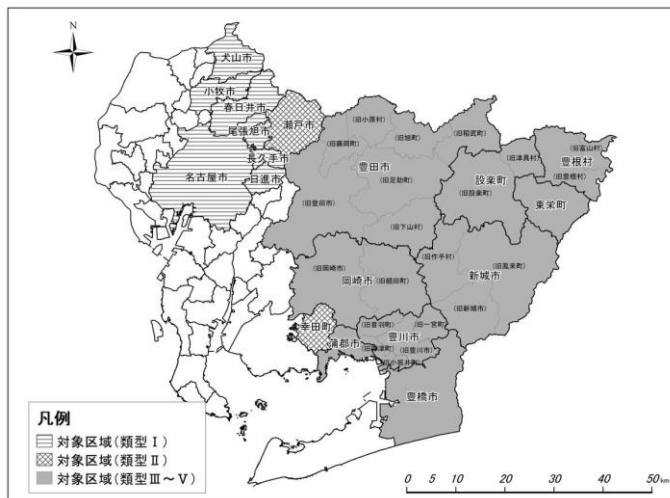


図 対象区域及び類型区分

表 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

類型	分布状況	生息状況	被害状況等	目指すべき状態及び留意すべき点
I	・長らくニホンジカが分布していなかった地域	・分布は確認されているが定着は確認されていない。(メスが確認されていない)	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。	・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、IIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、I～IIの状態維持を目指す。
II		・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・IIIの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。	・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、IIからIIIへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・IIからIIIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、IIへの状態回復を目指す。 ・IIからIIIは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。
III	・従来からニホンジカが分布している地域	・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。	・IIIからIVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。
IV		・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、IVからVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。
V		・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Vから長期的な目標状態への移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・2021(令和3)年)」

## (2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	推定生息数→10,000頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度5頭/km <sup>2</sup> 以上のメッシュ数 →3割減少させる(2020年度比)
分布の拡大防止及び縮減	—
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	—

小牧市が属する類型Ⅰでは、分布は確認されているが定着は確認されておらず、農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。今後適切な監視を行い、類型Ⅱ(定着が確認され、分布域が拡大している状態)への移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、被害の未然防止を図る。

## (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

## 7 数の調整に関する事項

### (1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度6,000頭以上捕獲することとしている。

### (2) 捕獲計画

小牧市が属する類型Ⅰでは、分布は確認されているが定着は確認されておらず、農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。今後生息域が拡大・定着した場合には被害発生が予想されることから、早期対応を念頭に、状況に応じた対処捕獲を検討するものとする。捕獲計画数は設定しない。

表 小牧市における令和6年度の捕獲計画(案)

捕獲手法別		雌雄別		合計
銃	罨	雄	雌	
—	—	—	—	—

### (3) 計画を達成するために実施する対策

今後の生息域拡大・定着を防止するため、適切な監視を行う。

#### (4) メスジカの捕獲促進

上記捕獲計画に記載のとおり現時点で対処捕獲実施の予定が無いことから、メスジカの捕獲促進に特化した施策は実施しない。

### 8 被害防除対策に関する事項

#### (1) 実施計画

鳥獣被害全般への被害防除対策として、侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵）等の設置に係る資材費補助による整備を継続実施するほか、鳥獣被害防止特措法に基づく助成金等も活用し、できるだけ広範囲をひとつの区画で囲うなど、より効率的な設置を検討する。

表 小牧市における令和6年度の防除対策の実施計画（案）

防除対策			
防護ネット	防護柵	電気柵	その他（内容）
—	—	—	侵入防止柵等設置補助

#### (2) 計画を達成するために実施する対策

侵入防止柵等の設置補助制度（資材費の半額相当、上限5万円（認定農業者、認定新規農業者、人・農地プランに位置付けられた農業者は上限10万円まで）を補助）を継続実施する。

### 9 生息環境管理に関する事項

#### (1) 実施計画

ニホンジカによる被害を防ぐためには、市が猟友会、地域住民等と連携して、計画的・継続的に被害防除対策及び生息環境管理を実施することにより、農地及び集落への侵入を困難にし、ニホンジカにとって餌場とさせないことで、その行動圏とならないように努める。また、今後これらの有効な取り組みに関する先行事例について研究・導入検討を行う。

表 小牧市における令和6年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

生息環境管理対策		
藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他（内容）
—	—	—

#### (2) 計画を達成するための実施する対策

市では生息環境管理の施策の実施予定はないものの、鳥獣被害があった地域を中心に近隣住民への生息環境管理の啓発に努める。また、必要に応じて先行事例の研究・導入検討を行う。



## 10 その他の管理のために必要な事項

### (1) 実施計画の実施体制

#### ア 実施計画の作成

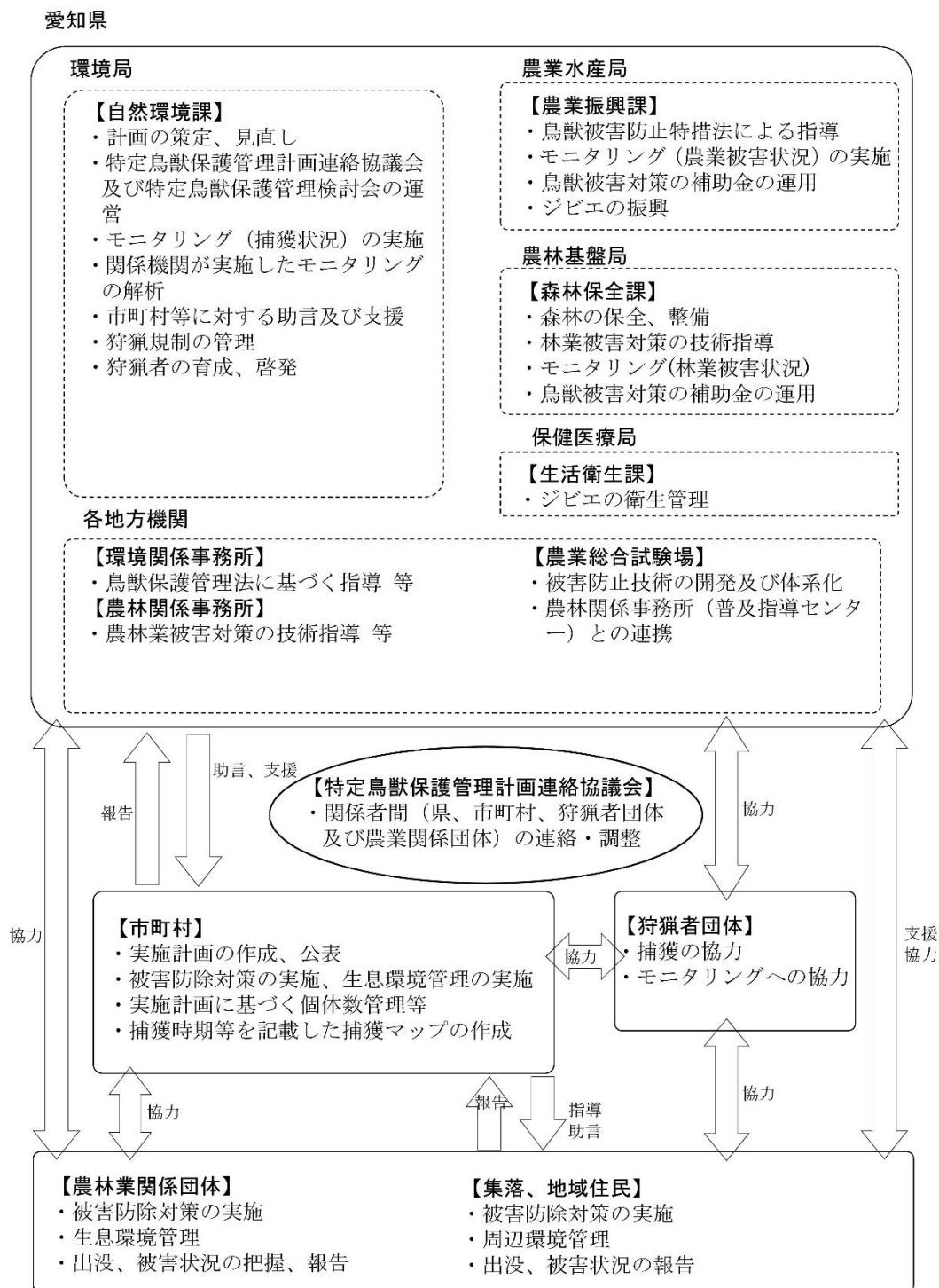
毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

#### イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、被害防除対策等を推進する。実施にあたっては、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

図 計画の実施体制図



## (2) 市街地出没への対応

生息環境管理等により市街地出没を防止するとともに、市街地出没が発生した際は、住民からの目撃、出没情報の収集、住民への注意喚起を県や地元警察と連携して行う。

近年、イノシシ等の獣が住宅地付近に出没し、住民の生活に支障を及ぼす事案

が発生している。このため、次のとおり住宅地等への侵入を防止し、また出没した際の対策を行う。

#### ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

#### イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

### (3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、ニホンジカのわな捕獲の場合、カモシカ等が錯誤捕獲される可能性があることから錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。またカモシカ等が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するものとする。

なお、ニホンジカの捕獲場所でイノシシの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたイノシシの放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

### (4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

#### ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫

措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肺炎等がある。県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

#### イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

#### （５）ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲したニホンジカを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

これらのことから、ジビエ販売等の有効活用については望ましい捕獲個体処理方法の一つと考えるが、施設整備や販路確保、安定的な捕獲量の確保などの課題があることから、今後引き続き調査研究を進める。

2014（平成 26）年 12 月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和 5 年 10 月 10 日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、ニホンジカを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。